

本市施設の緑化及び  
みどりの育成管理配慮指針編

**【配慮指針編】**

## ○本市施設の緑化及びみどりの育成管理配慮指針編【配慮指針編】

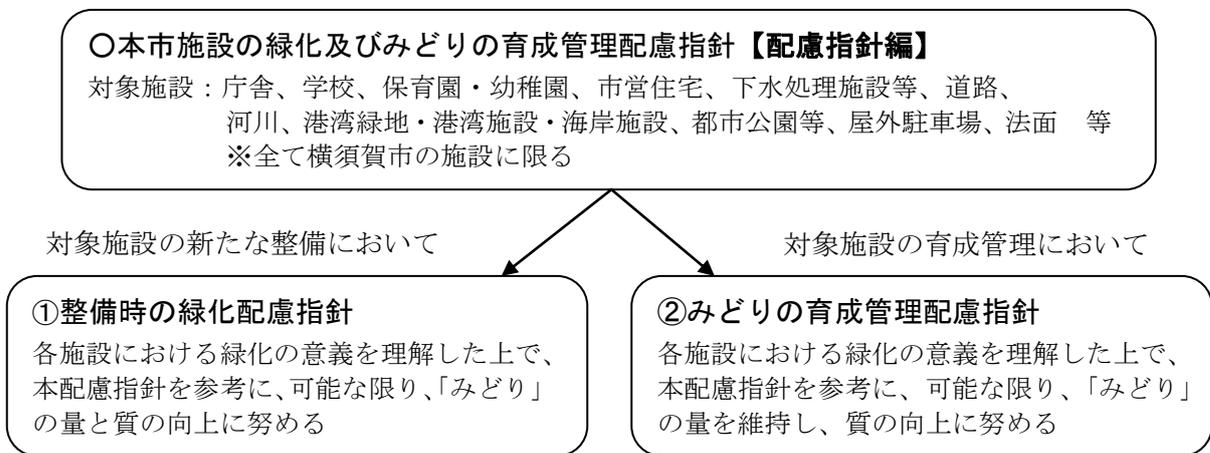
### 1 目的と取り扱いについて

#### (1) 緑化配慮指針を定める目的

市は緑化における先導的な役割を果たす必要があります。そこで、本市施設の整備時における緑化及び「みどり」の育成管理に対する基本的な考え方を示し、マニュアル及びモデルケースを明示することで全庁的な共通認識を図るとともに、可能な限り、適切に「みどり」を増やし、維持していくことを目的とします。

#### (2) 配慮指針の対象施設

配慮指針は、本市の施設のうち、庁舎、学校、保育園・幼稚園、市営住宅、下水処理施設等、道路、河川、港湾緑地・港湾施設・海岸施設、都市公園等、屋外駐車場、法面等を対象とします。これら施設の整備時及び「みどり」の育成管理時に、配慮指針に基づき可能な限り、「みどり」の量と質の向上を図ります。



#### (3) 既存施設の取り扱い

##### ①整備時の緑化配慮指針

・敷地内に新たな植栽を行う場合は適用となります。また、施設の新設、増築時にも適用となります。

##### ②みどりの育成管理配慮指針

・既存、新設に限らず適用となります。

#### (4) 緑化及びみどりの育成管理配慮指針【配慮指針編】の運用

##### ①各施設管理者による運用

・本指針は、施設管理者※に運用していただきます。

##### ②可能な限り、緑化及び育成管理に努めていただく

・本指針（施設別緑化配慮指針、参考資料）に記載された内容を参考とし、各施設管理者が可能な限り、自主的に緑化施設の整備及び育成管理を行うものとします。

##### ※施設管理者とは

・本市直営管理施設（業務委託含む）においては、施設所管課が施設管理者となります。  
・指定管理者制度導入施設においては、指定管理者が施設管理者となります。本ガイドラインの運用は、基本的に指定管理者に行っていただくこととなりますが、施設の事情等により施設所管課が運用していただいても構いません。

### ③進行管理等

- ・各施設等の緑化状況や管理状況を把握するために、各施設管理者に、【別表】報告対象行為に掲げた行為を行う際、緑化の有無等に関し環境政策部（環境企画課）まで報告<sup>\*</sup>していただきます。（報告の方法は次頁のとおり）
- ・上記報告を受け、状況により更なる緑化に向けた調整や、緑化内容に関するアドバイスをさせていただきます場合があります。
- ・上記報告については取りまとめの上、毎年度「環境総合政策会議（P. 9 参照）」に報告するとともに、「みどりの基本計画年次報告書」に記載し公表します。
- ・報告及び公表は、「本市公共施設において、年間〇本の樹木が新たに植栽され、〇本伐採（その理由等）、補植〇本」等との内容で行い、その内訳として「都市公園」、「街路樹」「庁舎外構」などの種別毎に行うことを想定しています。（具体的な施設名称は公表しません）

#### ※指定管理制度導入施設における報告

- ・指定管理者が報告を行う際は、報告先を直接環境政策部とするか、あるいは施設所管課とするについては、各種事情を考慮したうえで、施設所管課が判断してください。
- ・直接報告する場合でも、指定管理者と施設所管課が報告内容を共有していただくよう、お願いします。

#### 【別表】報告対象行為

ア. 新たに植栽する <sup>*1</sup>	適切な植栽計画に向けた調整を行います。	
イ. 樹種転換や移植する	適切な樹種選定や移植のための調整を行います。	
ウ. 樹木を伐木 <sup>*2</sup> する	高木：1本以上、中木：2本以上、低木：4本以上 原因を把握し、補植等みどりの量の確保に向け調整を行います。ただし、法面における災害対応、倒木処理、隣地への越境における対応等は事後報告可。 【高木 $\geq$ 3.0m】、【3.0m $>$ 中木 $\geq$ 1.0m】、【1.0m $>$ 低木】	
エ. 施設の整備等行う	下記の行為に該当する場合、植栽に関する調整を行います。 なお、【目標編】にも該当する行為であっても、【配慮指針編】で植栽内容に関する調整を行います。	
	1 庁舎	10 m <sup>2</sup> 以上の建築物の新築、増築
	2 学校	10 m <sup>2</sup> 以上の建築物の新築、増築
	3 保育園・幼稚園	10 m <sup>2</sup> 以上の建築物の新築、増築
	4 市営住宅	10 m <sup>2</sup> 以上の建築物の新築、増築
	5 下水処理施設等	10 m <sup>2</sup> 以上の建築物の新築、増築
	6 道路	幅 2.5m 以上の歩道の新設、延長 50m 以上の道路改良、歩道の改修を含む交差点改良
	7 河川	大規模改修（護岸、河床改修等）
	8 港湾緑地・港湾施設・海岸施設	港湾緑地の新規整備・大規模改修、係留施設・荷さばき施設・保管施設等を除く新規整備・大規模改修
	9 都市公園等	新規整備、概ね 100 m <sup>2</sup> 以上の面的改修
	10 屋外駐車場	5 台以上の整備・大規模改修
	11 法面	新規整備を行う場合
12 その他	10 m <sup>2</sup> 以上の建築物の新築、増築	

※1 草花、プランターによる緑化、緑のカーテンによる緑化は報告の対象外です。

※2 伐木とは、樹木を根元や根ごと撤去することを言い、剪定（枝払い）は含みません。

#### 【補足】

10 m<sup>2</sup>以上の建築物等の新設、増築における緑化の配慮は「トイレ」や「規模の大きい倉庫」等の建築行為があった場合に、可能性の一つとして「1本 or 1 m<sup>2</sup>でも緑化が出来ないか」を探るために規定しています。この場合、目標編に定めた「建築敷地の 10%緑化」は適用されず、配慮指針編に基づく調整のみ行っていただくこととなります。

## (5) 報告

### ① 報告の方法

- ・対象行為：【別表】報告対象行為参照（P. 11）
- ・報告手法：口頭（電話連絡可）、メール、FAX
- ・報告内容：実施（予定）日、場所、行為者、樹木の規格（高木・中木・低木程度）、理由等  
\* 「新たに緑化する予定」「樹木を伐採したい」「補植予定」などの概略で結構です
- ・提出資料：原則不要
- ・報告時期：原則、行為の2週間前まで  
工事等においては設計時（調整・変更が可能な期間）  
\* ただし、災害対応及び危険回避、周辺環境への配慮（隣接住民等からの要望など）、施設管理者が急を要すると判断した場合、事後報告で結構です（行為後1カ月以内）

### ② 報告後の流れ

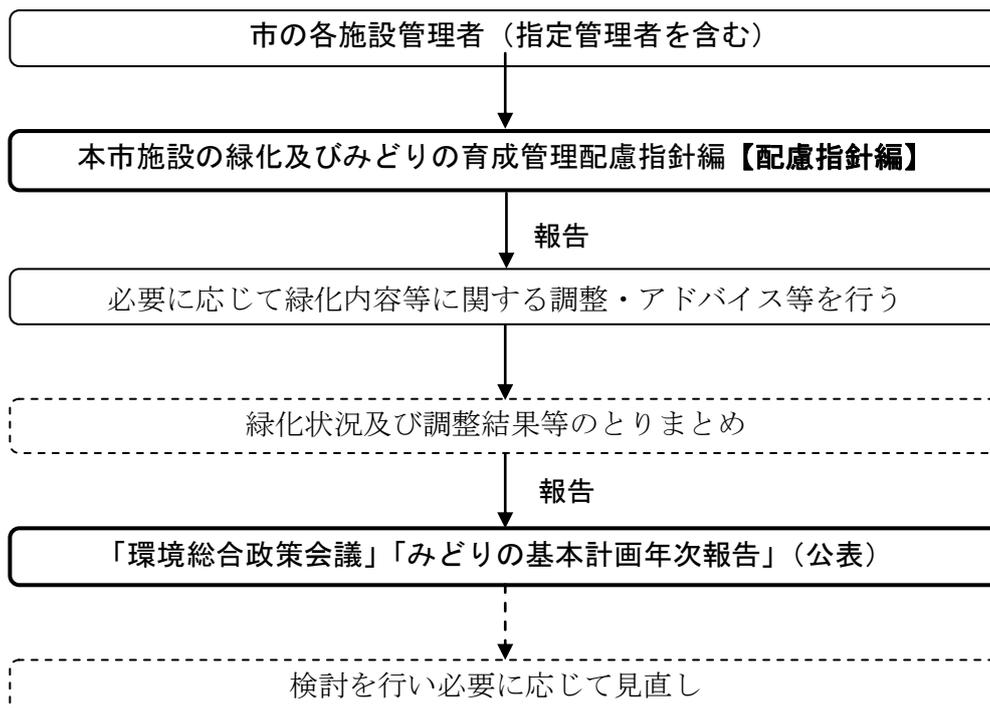
報告を受け、良好な緑化に向けて改善の余地があると考えられる場合、調整やアドバイスをさせていただきます。ただし、調整等は、より良い状態にするための提案であり、強制ではありません。

- ・新たな植栽や、樹種転換や移植を行う場合  
「好ましい樹種や位置など」についてアドバイスさせく場合があります。
- ・樹木を伐木する場合  
伐木後、補植する際は、新たな植栽と同様にアドバイスさせていただく場合があります。  
伐木後、補植しない際は、「補植に向けた検討・調整」を行わせていただきます。  
例：「伐木の原因が高木の越境であれば、中木や低木による植栽ができないか」など
- ・施設整備を行う場合  
施設に適した「良好なみどり」の配置に向けた調整させていただきます。  
例：「目隠しフェンスを生垣に変更できないか」、「余地に1本植栽できないか」など

## (6) 見直しについて

本ガイドラインは、上記の進行管理・協議・調整等の状況を踏まえ、施設管理者、利用者等の意見を参考にしながら課題を整理し、「みどりの基本条例」及び「みどりの基本計画」の改正等にあわせて検討を行い、必要に応じて見直しを行います。

### 【参考】進行管理・協議・調整等に関するフロー図



## 2 施設別緑化配慮指針

各施設毎の「緑化配慮指針」と「育成管理配慮指針」は次項のとおりです。

なお、基本方針（P. 5～P. 6）を踏まえた上で、近年の状況を鑑み、本市の施設における緑化及び育成管理における各施設共通の特記すべき事項は以下のとおりです。

- ① 可能な限り、より多く緑化を図るとともに、現状のみどりを維持する
- ② 安全性や周辺環境や景観への配慮を行う
- ③ 様々な視点を考慮した育成管理を行う

### \* 施設別緑化配慮指針における表現

「検討します」：課題を要するため、検討の後に可能な限り、取り組んでいただきたい事項  
「行います、〇〇します」：可能な限り、取り組んでいただきたい事項

### 【補足】

- ① 可能な限り、より多く緑化を図るとともに、現状のみどりを維持する
  - ・ 財政状況を勘案しつつ、1本、1㎡でも可能な限り、緑化を推進するとともに、現状のみどりを維持していきます。
    - \* 「みどり」は大切な共有財産との認識を持ち、緑化及びみどりの維持に必要な予算の確保に努めるとともに、予算の範囲内で可能な限り、適切な育成管理に努めます。
  - ・ やむを得ず伐木や伐採を行った際は、そのまま放置せず代替樹種による補植の可能性を検討し、みどりの量を維持していくように努めます。
- ② 安全性や周辺環境への配慮を行う
  - ・ 施設利用者や周辺環境等への安全性を優先させた上で、緑化及び育成管理を行います。
  - ・ 防災（土砂流出、倒木等）及び生活環境（病害虫、越境等）の両面から、公共施設周辺の住居等へ悪影響を与えないよう、みどりの適切な育成に配慮します。
  - ・ 目に見えるみどりを増やすなど、美しい街なみ景観の向上に配慮します。
- ③ 様々な視点を考慮した育成管理を行う
  - ・ 樹木の特性（樹形や花期等）を踏まえた剪定を行います\*<sup>1</sup>  
（P. 45【資料編】資料1「緑化のイメージH」参照）
  - ・ 除草作業では、既存樹木の損傷\*<sup>2</sup>や、自生する貴重な植物\*<sup>3</sup>への配慮を行います
    - ※ 1 剪定時期等に配慮が必要な樹木  
（P. 48【資料編】資料2「樹木等に関するリスト」参照）
    - ※ 2 除草作業により周辺樹木の地際の幹が損傷した事例  
（P. 47【資料編】資料1「緑化のイメージM」参照）
    - ※ 3 貴重な植物・生態系に悪影響を与える植物のリスト（除草時に配慮が必要な植物）  
（P. 48【資料編】資料2「樹木等に関するリスト」参照）

### 【参考】市民から寄せられたご意見

○公共施設（本市施設以外も含む）の緑化及びみどりの育成管理に関し、近年、市民から寄せられたご意見は以下のとおり

- ・ 新しく整備された施設のみどりが少なく、緑陰が欲しい
- ・ 施設整備に伴い、なぜ今まで生きていた樹木を撤去してしまったのか疑問に思う
- ・ 枯死した樹木が放置されていて見苦しい
- ・ 枯死した樹木等を撤去した後に、補植せずにいる
- ・ 街路樹を電柱のように剪定してしまい、樹木に対しても景観上もひどいと思う
- ・ 海岸等に自生する貴重な植物を、草刈りと一緒に除去している など

## 1 庁舎（本庁舎、行政センター、図書館、消防署等）

### （１）庁舎における緑化の意義

- ・ 樹木の耐火機能により、災害時には安全な避難地を確保するほか、住宅等が密集した市街地では延焼防止の機能を発揮します。
- ・ 四季の変化を感じることができるとともに、美しい街なみ景観を形成します。また、都市やまちのイメージアップにも寄与します。
- ・ 来庁者や周辺住民に潤いや安らぎを与えます。

### （２）整備時の緑化配慮指針

#### ①量の向上

庁舎における「みどり」の量を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 敷地に余地がある場合は、積極的に植栽します。
- イ. 計画地内にある既存の樹木等は、積極的に残し保全します。やむを得ない場合は、移植による活用を検討します。
- ウ. 高木、中木による植栽が困難な場合は、低木による植栽を行います。
- エ. 管理上可能な場合は、建築物の屋上や壁面の緑化を検討します。  
(P. 42【資料編】資料 1「緑化のイメージ A・B」参照)
- オ. 壁面緑化が困難な場合、ゴーヤ、ヘチマ、アサガオなどによる緑のカーテンづくりを検討します。
- カ. 駐車場を整備する際、駐車場緑化を検討します。  
(P. 39 **10** 屋外駐車場の配慮指針 参照)
- キ. フェンスへの緑化や生垣による緑化を検討します。  
(P. 43【資料編】資料 1「緑化のイメージ C」参照)

#### ②質の向上

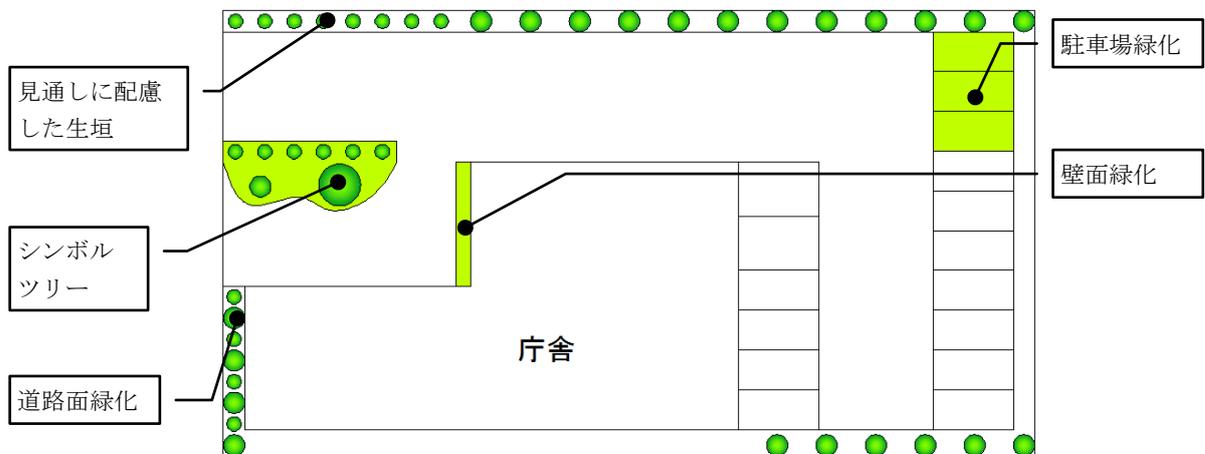
庁舎における「みどり」の質を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 道路に接する箇所には、見通しに配慮しつつ「目に見えるみどりを増やす」観点から、積極的な緑化を行います。  
(P. 43【資料編】資料 1「緑化のイメージ D」参照)
- イ. 市の木、市の花や、シンボルツリーによる緑化を検討します。
- ウ. 見通しが悪いことによる犯罪の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影響に対し配慮します。  
(P. 44【資料編】資料 1「緑化のイメージ E・F」参照)
- エ. 樹木等の植物は、日照だけでなく適度な灌水を必要とするため、建築物の軒（のき）や庇（ひさし）の直下への植栽は避けることを原則とし、やむを得ない場合は灌水装置を設置します。  
(P. 45【資料編】資料 1「緑化のイメージ G」参照)
- オ. 施設名称案内板等の周辺を植栽し、イメージアップに寄与する緑化を検討します。  
(P. 47【資料編】資料 1「緑化のイメージ N」参照)

### (3) みどりの育成管理配慮指針

- ア. 樹木等は良好な状態で大きく育てることで、「みどり」の量の確保し、質の向上に貢献することから、周辺施設や近隣住民の理解を得られる場合は、過度の剪定を避けま  
す。
- イ. 主幹のみ残すような強剪定は景観上及び樹木の生育にも好ましくないため避けま  
す。  
(P. 45【資料編】資料1「緑化のイメージH」参照)
- ウ. 病害虫が発生してしまった場合は、早急に措置し、極力薬剤は使用しません。
- エ. 枯死等により撤去となった場合、同じ場所に補植を検討します。その際は、枯死等の  
原因を考慮し、樹種を選定します。
- オ. 管理上支障となり、やむを得ず樹木等を撤去しなくてはならなくなった場合は、他の  
樹種や他の規格（高木→中木→低木）等への変更により、「みどり」が確保されるよ  
う検討します。  
(P. 46【資料編】資料1「緑化のイメージI」参照)
- カ. 見通しが悪いことによる犯罪の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影  
響に対し配慮します。その際は、撤去したり一律に刈り込むのではなく、景観上に配  
慮した剪定等を検討します。  
(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE・F」参照)

#### □庁舎のモデルケース



#### □庁舎緑化の事例



みどりのカーテンの事例

(南消防署湘南国際村出張所・資源循環第3事務所)

## 2 学校

### (1) 学校における緑化の意義

- ・潤いや安らぎを与え、良好な教育環境の場の形成に貢献するとともに、「みどり」を大切に  
する心を育てます。
- ・地域に密着した小学校は「みどり」の拠点となります。
- ・樹木の耐火機能により、災害時には安全な避難地を確保するほか、住宅等が密集した市街地  
では延焼防止の機能を発揮します。
- ・四季折々の風景や美しい街なみを形成するなど地域の街なみ景観の向上に寄与します。
- ・シンボルツリーを植栽するなど、シンボル性を持たせた緑化を行うことにより、地域や街な  
みのイメージアップに貢献します。
- ・学校ビオトープなどの「みどり」は、生き物の生息・生育・繁殖地となるほか、子どもたち  
の環境学習の場となります。

### (2) 整備時の緑化配慮指針

#### ①量の向上

学校における「みどり」の量を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするもの  
とします。

- ア. 敷地に余地がある場合は、積極的に植栽します。
- イ. 計画地内にある既存の樹木等は、積極的に残し保全します。やむを得ない場合は、移  
植による活用を検討します。
- ウ. 高木、中木による植栽が困難な場合は、低木による植栽を行います。
- エ. 学校の校庭芝生化については、教育活動への影響や管理体制等を踏まえて検討します。



校庭芝生化の事例（長浦小学校）

- オ. 管理上可能な場合は、建築物の屋上や壁面の緑化を検討します。

(P. 42【資料編】資料1「緑化のイメージA・B」参照)

- カ. 壁面緑化が困難な場合、ゴーヤ、ヘチマ、アサガオなどによる緑のカーテンづくりを  
検討します。

## ②質の向上

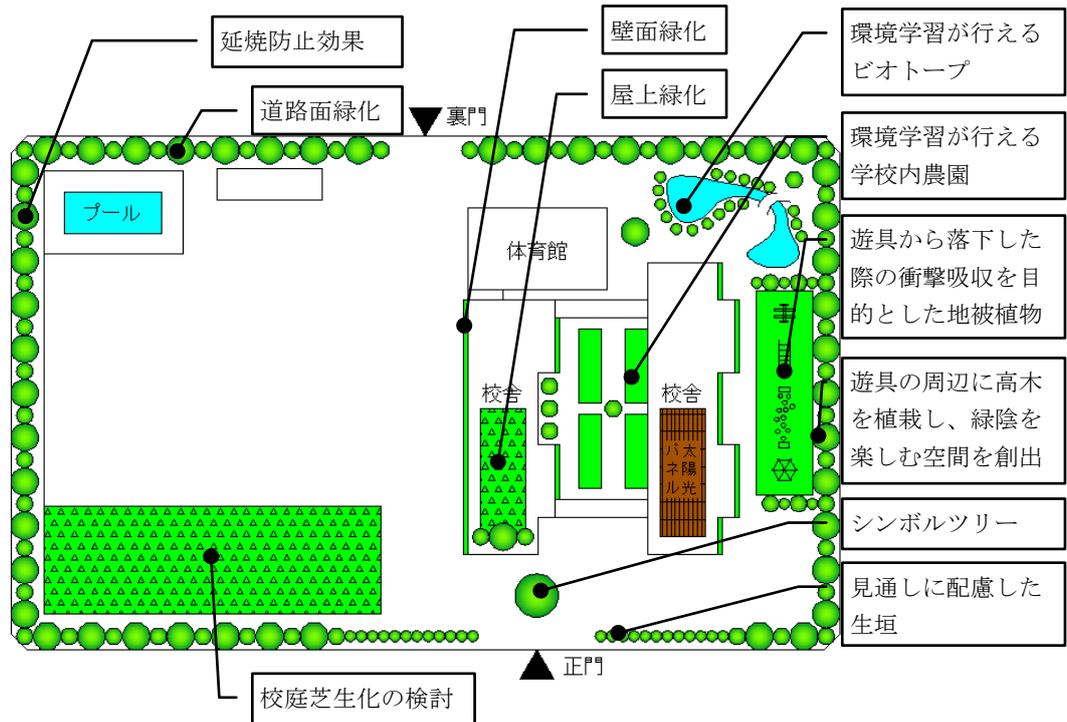
学校における「みどり」の質を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 道路に接する箇所には、見通しに配慮しつつ「目に見えるみどりを増やす」観点から、積極的な緑化を行います。  
(P. 43【資料編】資料1「緑化のイメージD」参照)
- イ. 避難地等の機能を有する学校や、住宅等が密集した市街地の学校の外周部には、延焼防止に寄与する燃えにくい樹木による緑化に努めます。  
(P. 46【資料編】資料1「緑化のイメージJ」参照)  
(P. 48【資料編】資料2「樹木等に関するリスト」参照)
- ウ. 学校生活の思い出となるとともに、地域の街なみ景観のシンボルとなるような、シンボルツリーの植栽を検討します。
- エ. 植物に対する関心を持ってもらうため、子どもたちの手作りによる樹名板の設置に努めます。
- オ. 学校ビオトープの整備を検討します。  
(P. 46【資料編】資料1「緑化のイメージK」参照)
- カ. 見通しが悪いことによる犯罪の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影響に対し配慮します。  
(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE・F」参照)

## (3) みどりの育成管理配慮指針

- ア. 樹木等は良好な状態で大きく育てることで、「みどり」の量の確保し、質の向上に貢献することから、周辺施設や近隣住民の理解を得られる場合は、過度の剪定を避けま  
す。
- イ. 主幹のみ残すような強剪定は景観上及び樹木の生育にも好ましくないため避けます。  
(P. 45【資料編】資料1「緑化のイメージH」参照)
- ウ. 病害虫が発生してしまった場合は、早急に措置し、極力薬剤は使用しません。
- エ. 枯死等により撤去となった場合、同じ場所に補植を検討します。その際は、枯死等の原因を考慮し、樹種を選定します。
- オ. 管理上支障となり、やむを得ず樹木等を撤去しなくてはならなくなった場合は、他の樹種や他の規格（高木→中木→低木）等への変更により、「みどり」が確保されるよう検討します。  
(P. 46【資料編】資料1「緑化のイメージI」参照)
- カ. 校庭を芝生化した際は、保護者や地域の方々の協力を得て育成管理することを検討し  
ます。
- キ. 見通しが悪いことによる犯罪の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影  
響に対し配慮します。その際は、撤去したり一律に刈り込むのではなく、景観上に配  
慮した剪定等を検討します。  
(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE・F」参照)

□学校のモデルケース



□学校緑化の事例



道路面緑化（船越小学校）



道路面緑化（久里浜小学校）



景観重要樹木（武山中学校）



景観重要樹木（追浜中学校）

【参考】

□「みどりの基本計画」（平成22年3月見直し）

・施策No.46（ビオトープの整備の推進）

公立学校や下水処理施設などにおけるビオトープを維持していく。さらに、設置可能な場合に整備を推進していく。

### 3 保育園・幼稚園

#### (1) 保育園・幼稚園における緑化の意義

- ・潤いや安らぎを与え、良好な保育・教育環境の場の形成に貢献するとともに、「みどり」を大切に作る心を育てます。
- ・四季折々の風景や美しい街なみを形成するなど地域の街なみ景観の向上に寄与します。

#### (2) 整備時の緑化配慮指針

##### ①量の向上

保育園・幼稚園における「みどり」の量を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 敷地に余地がある場合は、積極的に植栽します。
- イ. 計画地内にある既存の樹木等は、積極的に残し保全します。やむを得ない場合は、移植による活用を検討します。
- ウ. 高木、中木による植栽が困難な場合は、低木による植栽を行います。
- エ. 管理上可能な場合は、建築物の屋上や壁面の緑化を検討します。

(P. 42【資料編】資料1「緑化のイメージA・B」参照)

- オ. 壁面緑化が困難な場合、ゴーヤ、ヘチマ、アサガオなどによる緑のカーテンづくりを検討します。

##### ②質の向上

保育園・幼稚園における「みどり」の質を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 道路に接する箇所には、見通しに配慮しつつ「目に見えるみどりを増やす」観点から、積極的な緑化を行います。

(P. 43【資料編】資料1「緑化のイメージD」参照)

- イ. 植物に対する関心を持ってもらうため、子どもたちの手作りによる樹名板の設置に努めます。
- ウ. 見通しが悪いことによる犯罪の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影響に対し配慮します。

(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE・F」参照)

### (3) みどりの育成管理配慮指針

ア. 樹木等は良好な状態で大きく育てることで、「みどり」の量の確保し、質の向上に貢献することから、周辺施設や近隣住民の理解を得られる場合は、過度の剪定を避けま  
す。

イ. 主幹のみ残すような強剪定は景観上及び樹木の生育にも好ましくないため避けます。

(P. 45【資料編】資料1「緑化のイメージH」参照)

ウ. 病害虫が発生してしまった場合は、早急に措置し、極力薬剤は使用しません。

エ. 枯死等により撤去となった場合、同じ場所に補植を検討します。その際は、枯死等の原因を考慮し、樹種を選定します。

オ. 管理上支障となり、やむを得ず樹木等を撤去しなくてはならなくなった場合は、他の樹種や他の規格（高木→中木→低木）等への変更により、「みどり」が確保されるよう検討します。

(P. 46【資料編】資料1「緑化のイメージI」参照)

カ. 見通しが悪いことによる犯罪の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影響に対し配慮します。その際は、撤去したり一律に刈り込むのではなく、景観上に配慮した剪定等を検討します。

(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE・F」参照)

### □ 保育園・幼稚園緑化の事例



みどりのカーテン（森崎保育園）



園内菜園（諏訪幼稚園）



フェンス際の緑化（諏訪幼稚園）



## 4 市営住宅

### (1) 市営住宅における緑化の意義

- ・ 樹木の耐火機能により、住宅等が密集した市街地では延焼防止の機能を発揮します。
- ・ 四季の変化を感じることができるとともに、美しい街なみ景観を形成します。また、都市やまちのイメージアップにも寄与します。
- ・ 潤いや安らぎを与え、良好な生活環境の場の形成に貢献するとともに、「みどり」を大切に  
する心を育てます。

### (2) 整備時の緑化配慮指針

#### ①量の向上

市営住宅における「みどり」の量を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 敷地に余地がある場合は、積極的に植栽します。
- イ. 計画地内にある既存の樹木等は、積極的に残し保全します。やむを得ない場合は、移植による活用を検討します。
- ウ. 高木、中木による植栽が困難な場合は、低木による植栽を行います。
- エ. アサガオなど、ツル性植物による緑のカーテンづくりを検討します。
- オ. 駐車場を整備する際、駐車場緑化を検討します。

(P. 39 **10** 屋外駐車場の配慮指針 参照)

#### ②質の向上

市営住宅における「みどり」の質を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 道路に接する箇所には、見通しに配慮しつつ「目に見えるみどりを増やす」観点から、積極的な緑化を行います。

(P. 43【資料編】資料1「緑化のイメージD」参照)

- イ. 見通しが悪いことによる犯罪の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影響に対し配慮します。

(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE・F」参照)

### (3) みどりの育成管理配慮指針

- ア. 樹木等は良好な状態で大きく育てることで、「みどり」の量の確保し、質の向上に貢献することから、周辺施設や近隣住民の理解を得られる場合は、過度の剪定を避けま  
す。
- イ. 主幹のみ残すような強剪定は景観上及び樹木の生育にも好ましくないため避けます。  
(P. 45【資料編】資料1「緑化のイメージH」参照)
- ウ. 病害虫が発生してしまった場合は、早急に措置し、極力薬剤は使用しません。
- エ. 枯死等により撤去となった場合、同じ場所に補植を検討します。その際は、枯死等の  
原因を考慮し、樹種を選定します。
- オ. 管理上支障となり、やむを得ず樹木等を撤去しなくてはならなくなった場合は、他の  
樹種や他の規格（高木→中木→低木）等への変更により、「みどり」が確保されるよ  
う検討します。  
(P. 46【資料編】資料1「緑化のイメージI」参照)
- カ. 見通しが悪いことによる犯罪の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影  
響に対し配慮します。その際は、撤去したり一律に刈り込むのではなく、周辺住宅と  
調整し、景観上に配慮した剪定等を検討します。  
(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE・F」参照)
- キ. 住民の協力を得て、植栽の育成管理を行います。

### □市営住宅緑化の事例



敷地内の緑化（久里浜ハイム）



道路面緑化（久里浜ハイム）



敷地内の緑化（追浜天神アパート）



道路面緑化（追浜天神アパート）

## 5 下水処理施設等（下水処理場・ポンプ場）

### （１）下水処理施設等における緑化の意義

- ・施設と周辺部との緩衝帯となるとともに、周辺景観の向上が期待されます。
- ・処理水等を活用したビオトープの整備により、生き物の生息・生育・繁殖地ともなり、生物多様性の保全に寄与するとともに環境教育の場になります。

### （２）整備時の緑化配慮指針

#### ①量の向上

下水処理施設等における「みどり」の量を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 敷地に余地がある場合は、積極的に植栽します。
- イ. 計画地内にある既存の樹木等は、積極的に残し保全します。やむを得ない場合は、移植による活用を検討します。
- ウ. 高木、中木による植栽が困難な場合は、低木による植栽を行います。
- エ. 管理上可能な場合は、建築物の屋上や壁面の緑化を検討します。

（P. 42【資料編】資料 1「緑化のイメージ A・B」参照）

- オ. ビオトープを整備する場合は、水辺と一体となった緑化を検討します。

（P. 46【資料編】資料 1「緑化のイメージ K」参照）

- カ. 駐車場を整備する際、駐車場緑化を検討します。

（P. 39 **10** 屋外駐車場の配慮指針 参照）

#### ②質の向上

下水処理施設等における「みどり」の質を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 高中低木等、多種の植栽を検討します。
- イ. 都市公園等との一体的な整備を行うなど、屋上を開放し市民の憩いの場としての活用を検討します。
- ウ. 処理水などを活用し、生物多様性保全に配慮したビオトープを整備します。

（P. 46【資料編】資料 1「緑化のイメージ K」参照）

- エ. 早期緑化を要するエリア（緩衝帯）などでは、潜在自然植生を活用した植栽計画を検討します。

（P. 47【資料編】資料 1「緑化のイメージ L」参照）

（P. 48【資料編】資料 2「樹木等に関するリスト」参照）

- オ. 枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影響に対し配慮します。

（P. 44【資料編】資料 1「緑化のイメージ E」参照）

### (3) みどりの育成管理配慮指針

- ア. 樹木等は良好な状態で大きく育てることで、「みどり」の量の確保し、質の向上に貢献することから、周辺施設や近隣住民の理解を得られる場合は、過度の剪定を避けま  
す。
- イ. 病虫害が発生してしまった場合は、早急に措置し、極力薬剤は使用しません。
- ウ. 枯死等により撤去となった場合、同じ場所に補植を検討します。その際は、枯死等の  
原因を考慮し、樹種を選定します。
- エ. 管理上支障となり、やむを得ず樹木等を撤去しなくてはならなくなった場合は、他の  
樹種や他の規格（高木→中木→低木）等への変更により、「みどり」が確保されるよ  
う検討します。  
(P. 46【資料編】資料1「緑化のイメージI」参照)
- オ. 枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影響に対する配慮を行います。  
(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE」参照)

#### □下水処理施設等緑化の事例



下町浄化センター（トンボの王国）

#### 【参考】

##### □「みどりの基本計画」（平成22年3月見直し）

##### ・施策No.46（ビオトープの整備の推進）

公立学校や下水処理施設などにおけるビオトープを維持していく。さらに、設置可能な場合に整備を推進していく。

## 6 道路

### (1) 道路における緑化の意義

- ・樹林地や公園などの「みどり」を街路樹で繋ぎ、連続性のある「みどり」のネットワーク化を形成します。
- ・市街地における貴重な「みどり」として、鳥類や昆虫など生物の休息及び移動の場となり、生物多様性の保全に寄与します。
- ・街路樹は、延焼防止効果や倒壊家屋等から避難路を保護する効果を有します。
- ・四季の変化を感じることができるとともに、美しい街なみ景観を形成します。また、シンボル性のある並木を整備することにより、道路のイメージアップにも寄与します。
- ・街路樹の緑陰により、歩行者に潤いや安らぎを与えます。また、歩車道の分離を図ることにより通行時の快適性と安全性が向上します。
- ・車道と隣接地間の緩衝機能を有し、快適な道路環境を形成します。

### (2) 整備時の緑化配慮指針

#### ①量の向上

道路における「みどり」の量を向上させるため、「市道の構造の技術的基準等を定める条例」等の基準を厳守し安全性を最優先させた上で、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 植栽帯の整備を行い、街路樹による緑化を検討します。
- イ. 高木や、中木による緑化が困難な場合、低木による緑化を検討します。
- ウ. 歩道幅員による制限や、歩行者及び自転車の通行が多い道路において、植栽帯の設置が困難な場合は、横断防止柵を活用したツル性の植物による緑化など、緑化を検討します。



横断防止柵の緑化の事例（東京都）

- エ. スペースに余裕のある場所では、植栽を有するポケットパークの整備について検討します。
- オ. 信号機や横断歩道のある大きな交差点等では、快適性を有する植栽帯の設置や、樹木の植栽による緑陰の確保を検討します。

## ②質の向上

道路における「みどり」の質を向上させるため、「市道の構造の技術的基準等を定める条例」等の基準を厳守し安全性を最優先させた上で、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

ア. 災害時に避難路となる道路や、住宅等が密集した市街地の道路は、延焼防止に寄与する燃えにくい樹木による緑化を検討します。

(P. 46【資料編】資料1「緑化のイメージJ」参照)

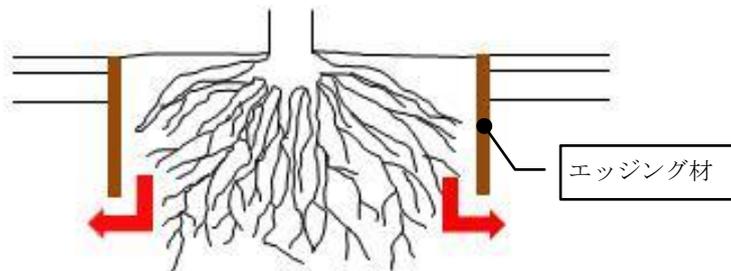
(P. 48【資料編】資料2「樹木等に関するリスト」参照)

イ. 地域の特色や要望に沿った樹種や市の木などを活用した、道路のイメージアップに寄与する緑化を検討します。

ウ. 見通しが悪いことによる事故等の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影響に対する配慮を行います。

(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE」参照)

エ. 根上がりや気根の発達などに起因する歩道の盛り上がりやクラックなどを防ぐため、根の伸長を防止するエッジング材の活用などを検討します。



エッジング材のイメージ図

### (3) みどりの育成管理配慮指針

ア. 樹木等は良好な状態で大きく育てることで、「みどり」の量を確保し、質の向上に貢献することから、周辺施設や近隣住民の理解を得られる場合は、過度の剪定を避けま

す。

イ. 主幹のみ残すような強剪定は景観上及び樹木の生育にも好ましくないため避けます。

(P. 45【資料編】資料1「緑化のイメージH」参照)

ウ. 病害虫が発生してしまった場合は、早急に措置し、極力薬剤は使用しません。

エ. 枯死等により撤去となった場合、同じ場所に補植を検討します。その際は、枯死等の原因を考慮し、樹種を選定します。

オ. 管理上支障となり、やむを得ず樹木等を撤去しなくてはならなくなった場合は、必要に応じ周辺施設や近隣住民と調整した上で、他の樹種や他の規格(高木→中木→低木)等への変更により、「みどり」が確保されるよう検討します。

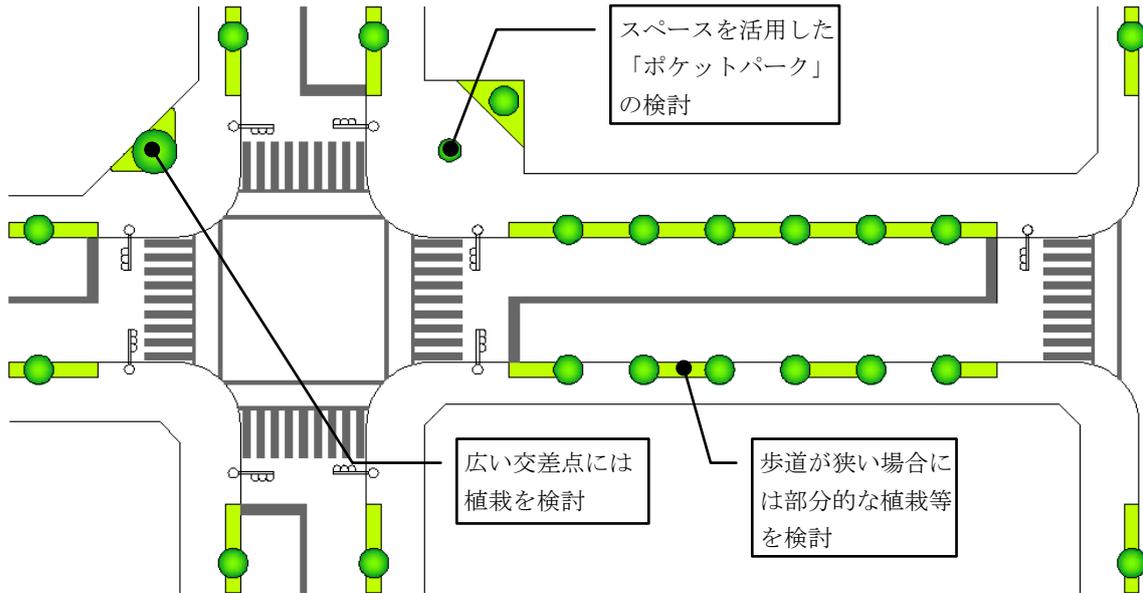
(P. 46【資料編】資料1「緑化のイメージI」参照)

カ. 枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影響に対する配慮を行います。

(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE」参照)

キ. 街路樹の剪定などにおいて住民の協力等、市民との協働の育成管理手法を検討します。

□道路のモデルケース



□道路緑化の事例



ポケットパーク（海洋科学高校前）



ポケットパーク（上町1丁目交番前）

街路樹

【参考】

□「みどりの基本計画」（平成22年3月見直し）

・施策No.43（道路のみどりの維持と緑化の推進）

既存街路樹を適切に維持していく。また、やむを得ず街路樹が撤去された場所や、みどりが少ない道路における緑化に努める。新たに道路を整備する場合は、街路樹を連続的に植栽するなどみどり豊かな道路となるような整備を推進する。

## 7 河川

### (1) 河川における緑化の意義

- ・魚や水生昆虫などの生物の生息、生育、繁殖地ともなり、生態系の保全にも寄与します。

### (2) 整備時（維持的補修）の緑化配慮指針

#### ①量の向上

河川における「みどり」の量を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 護岸や河川敷への緑化を検討します。

#### ②質の向上

河川における「みどり」の質を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 河川生物の生息・生育・繁殖の場としての環境を考えた緑化を検討します。



生息・生育・繁殖の場の事例（荻野川）

- イ. 景観に配慮した緑化を検討します。
- ウ. 河川の水質浄化を考えた緑化を検討します。
- エ. 枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影響に対し配慮します。

(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE」参照)

### (3) みどりの育成管理配慮指針

- ア. 樹木等（水生植物を含む）は良好な状態を維持し、生物にとってもより良い河川環境となるように保ちます。
- イ. 病害虫が発生した場合は早急に措置し、極力薬剤は使用しません。
- ウ. 枯死等により撤去となった場合、同じ場所に補植を検討します。その際は、枯死等の原因を考慮した上で、変更を含め樹種等を選定します。
- エ. 管理上支障となり、やむを得ず樹木等（水生植物を含む）を撤去しなくてはならなくなった場合は、必要に応じ周辺施設や近隣住民と調整した上で、他の樹種等への変更により、「みどり」が確保されるよう検討します。
- オ. 枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影響に対し配慮します。

(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE」参照)

## □河川緑化の事例



前 田 川

### 【参考】

#### □「みどりの基本計画」（平成22年3月見直し）

##### ・施策No.44（河川環境の整備の推進）

河川環境に配慮した育成管理を行い、河川整備時及び河川改修時においては、流域全体の視野において、生物の生息・生育・繁殖ならびに生態系の保全に配慮した河川となるような整備を推進する。

## 8 港湾緑地・港湾施設・海岸施設

### (1) 港湾緑地・港湾施設・海岸施設における緑化の意義

- ・埋立地の港湾緑地は、まとまった「みどり」を確保することが可能なため、みどりのネットワークの拠点になるとともに、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の課題の改善に寄与します。
- ・臨海部に「みどり」を増やすことにより、潤いや安らぎの場を形成します。
- ・防風、防砂、防潮等の効果が期待されます。

### (2) 整備時の緑化配慮指針

#### ①量の向上

港湾緑地・港湾施設・海岸施設における「みどり」の量を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 港湾緑地等を整備する場合は、樹木等による緑化を検討します。
- イ. 施設整備を行う際は、構造物だけでなく、構造物と一体化した緑化を検討します。
- ウ. 駐車場を整備する際、駐車場緑化を検討します。

(P. 39 **10** 屋外駐車場の配慮指針 参照)

#### ②質の向上

港湾緑地・港湾施設・海岸施設における「みどり」の質を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 緑地と水辺を一体に配置した親水空間の整備を検討します。
- イ. 臨港道路に接する箇所には、見通しに配慮しつつ、「目に見えるみどりを増やす」観点から、積極的な緑化を行います。

(P. 43【資料編】資料1「緑化のイメージD」参照)

- ウ. 潮や風に強い樹木による緑化を検討します。

(P. 48【資料編】資料2「樹木等に関するリスト」参照)

- エ. 早期緑化を要するエリア（緩衝帯）などでは、潜在自然植生を活用した植栽計画を検討します。

(P. 47【資料編】資料1「緑化のイメージL」参照)

(P. 48【資料編】資料2「樹木等に関するリスト」参照)

- オ. 見通しが悪いことによる犯罪の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影響に対し配慮します。

(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE・F」参照)

### (3) みどりの育成管理配慮指針

- ア. 樹木等は良好な状態で大きく育てることで、「みどり」の量の確保し、質の向上に貢献することから、周辺施設や近隣住民の理解を得られる場合は、過度の剪定を避けま  
す。
- イ. 沿岸部の強風（台風）等に対処するための剪定を行います。
- ウ. 病害虫が発生してしまった場合は、早急に措置し、極力薬剤は使用しません。
- エ. 枯死等により撤去となった場合、同じ場所に補植を検討します。その際は、枯死等の原因を考慮し、樹種を選定します。
- オ. 見通しが悪いことによる犯罪の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影  
響に対し配慮します。その際は、撤去したり一律に刈り込むのではなく、景観上に配  
慮した剪定等を検討します。

(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE・F」参照)

### □港湾施設等緑化の事例



うみかぜ公園



うみかぜ公園



海辺つり公園

### 【参考】

#### □「みどりの基本計画」(平成22年3月見直し)

##### ・施策No.42 (港湾緑地と港湾施設の維持・整備の推進)

既存の港湾緑地を維持し、交流拠点となるみどりとして継続して維持していく。また、  
今後も横須賀港港湾計画に基づき港湾緑地などの施設整備を推進する。

港湾施設や海岸施設の整備においては、その施設の目的を優先しつつ、可能な場合は  
生物多様性に配慮した施設づくりを進める。

## 9 都市公園等

### (1) 都市公園等における緑化の意義

- ・都市公園等は、まとまった「みどり」を確保することが可能なため、みどりのネットワークの拠点になるとともに、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の課題の改善に寄与します。
- ・生物の生息・生育・繁殖の場となり、生物多様性の保全に寄与します。
- ・樹木は、延焼防止効果や倒壊家屋等から避難者を保護する効果を有しています。
- ・四季の変化を感じさせてくれるとともに、街の美しい景観形成に寄与します。
- ・利用者や近隣住民に安らぎをもたらし、人々の生活に潤いを与えます。

### (2) 整備時の緑化配慮指針

#### ①緑化率の目標

公園種別ごとに目標緑化率を以下のとおり定め、みどりの量の向上を図ります。

公園種別	目標緑化率	備考
住区・都市基幹公園	50%以上*	ただし、街区公園及び運動公園は30%以上
緩衝緑地及び緑道	70%以上*	
都市緑地	80%以上*	
墓園（特殊公園）	60%以上*	公園墓地も準ずる
風致公園（特殊公園）	70%以上	
都市林	80%以上	
広場公園	30%以上	
上記以外の公園	適宜検討	公園の用途、周辺環境の状況等を勘案して、近似した種別の目標緑化率を参考に、計画の際に適宜検討する。

※「緑の施策大綱」（平成6年7月28日建設省決定）による緑化率から引用

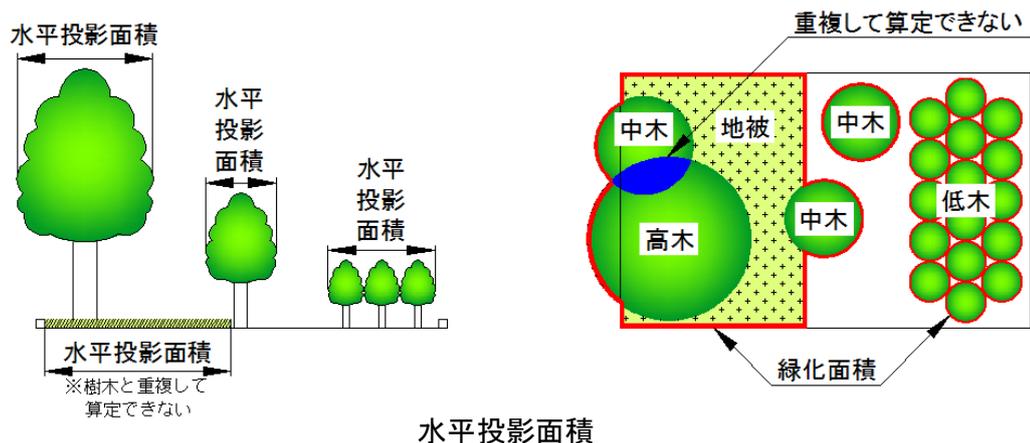
#### ②算定基準

都市公園等の緑化面積の算定方法は以下のとおりとします。

既存の樹木を保全する場合も以下のとおりとします。なお、全ての項目において、樹木等が重なる部分を重複して緑化面積に加えることはできません。

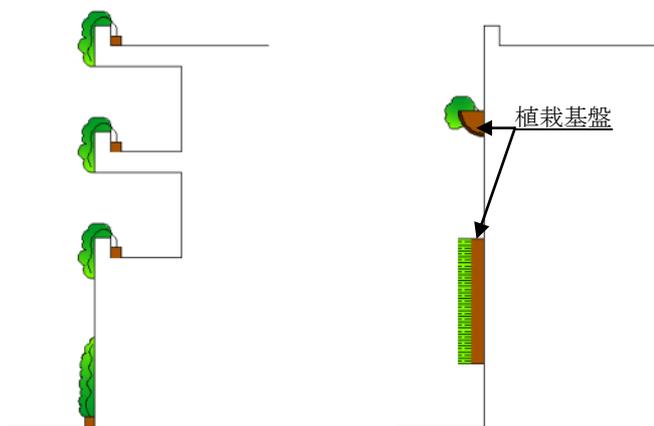
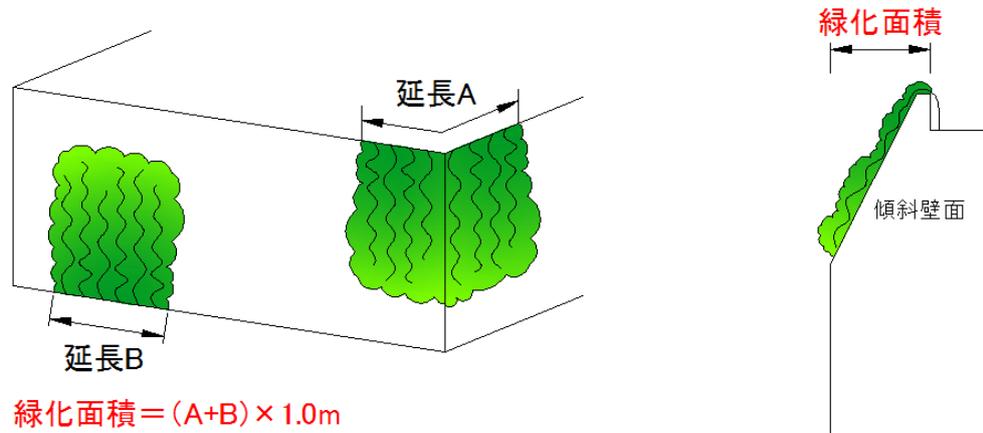
ア．樹木による緑化は、成長時の植栽の水平投影面積を緑地面積とします。

イ．地被植物による緑化は、表面が覆われている部分の水平投影面積を緑地面積とします。



ウ. 特殊緑化の算定

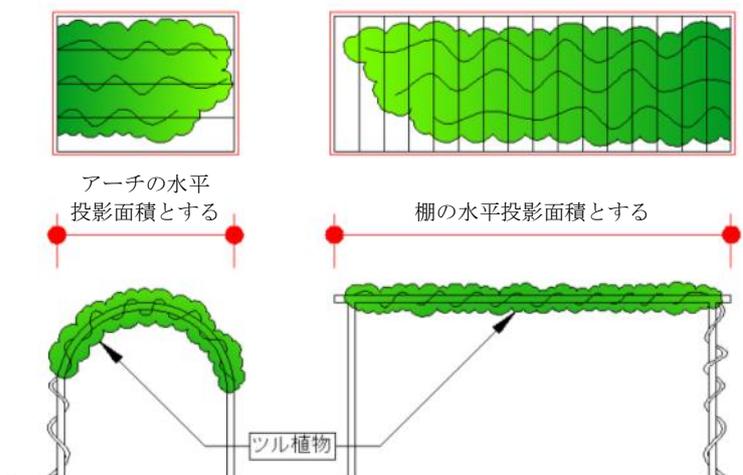
- ・屋上緑化は、樹木や地被植物の水平投影面積とします。
- ・壁面、ベランダ等の緑化は、緑化部分の水平延長に 1.0m を乗じた値を緑地面積とします。ただし、傾斜している壁面緑化については、水平投影面積を緑地面積とします。



- ・上下に重なる場合は重複して算定できません。一つの壁面緑化として算出します。
- ・壁面に植栽基盤を設置した場合においても、緑化部分の水平延長に 1.0m を乗じた値を緑地面積とします。

壁面・ベランダ等における緑化面積

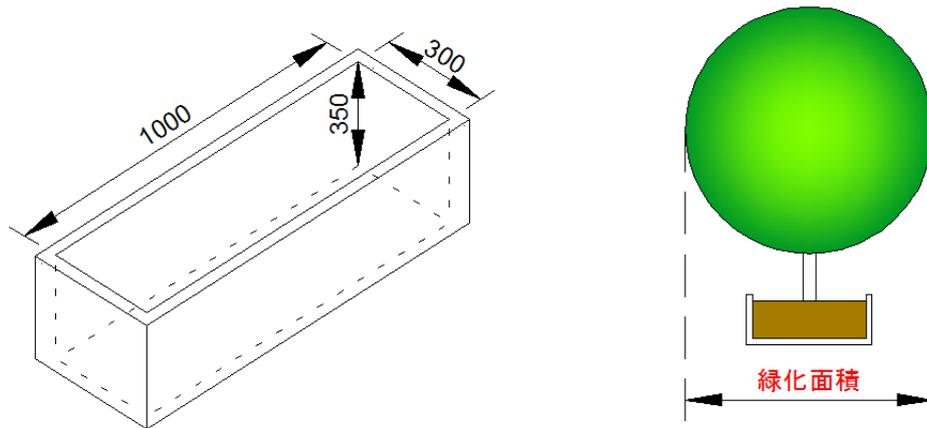
- ・柵ものによる緑化は、成長時に植物が被覆する範囲の水平投影面積を緑地面積とします。曲線を描くアーチ型の柵ものにおいても、同様とします。



柵もののイメージ図

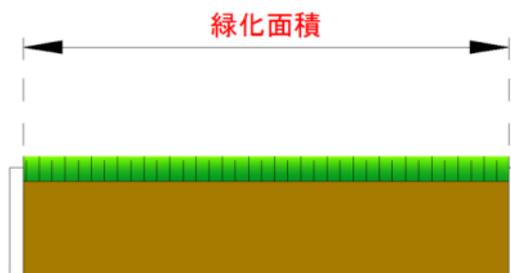
- 可動式植栽基盤（プランター等）による緑化は、容量が概ね 100 リットル<sup>\*</sup>以上のものに限り、成長時の樹冠の水平投影面積を緑地面積とします。

<sup>\*</sup>100 リットル=0.1m<sup>3</sup>（参考：内側の寸法が縦 30cm、横 100cm、深さ 35cm で、おおよそ 100 リットル）



プランターのイメージ図

- 花壇等による緑化は、草花等が育成するための土壌等で表面が覆われている部分の水平投影面積を緑地面積とします。



花壇等のイメージ図

エ. 質の向上や他の政策課題などに配慮した特例

- 水辺と植栽が一体に自然的環境を形成している場合は、水辺も緑地とみなします。
- 水辺が独立して存在する場合は、対象敷地面積より除きます。
- 植栽が行える場所に太陽光パネル等の施設を設置する場合、対象敷地面積より除きます。



太陽光パネル等の対象面積除外イメージ

### ③例外規定

福祉や防災等の観点から、下記に該当する場合、緑化率の目標を下回ることができます。その際は、目標を達成できない旨を明確にするとともに、極力、目標緑化率に近い緑化を図ります。

- ア. 高齢者や障がい者等へ配慮した施設整備が必要で、緑化が困難な場合。
- イ. 消防施設の設置や避難地、防災拠点等の機能を発揮させるため、緑化が困難な場合。
- ウ. 文化財等の保護が必要で、緑化ができない場合。
- エ. 立体公園制度による公園整備等、構造上、緑化が困難な場合。
- オ. 地域等の利用者ニーズに合わせた施設の配置計画が必要で、緑化が困難な場合。
- カ. その他、やむを得ないと判断される場合。

### ④質の向上

都市公園における「みどり」の質を向上させるため、当該都市公園の特性や、設置目的を考慮しながら、以下の事項について検討・配慮するものとします。

- ア. 計画地内にある既存の樹木等は、積極的に残し保全します。やむを得ない場合は、移植による活用を検討します。
- イ. 水辺環境が存在する場合は、緑地と水辺を一体に配置してビオトープ的な環境の整備を検討します。

(P. 46【資料編】資料1「緑化のイメージK」参照)

- ウ. 道路に接する箇所には、見通しに配慮しつつ、「目に見えるみどりを増やす」観点から、積極的な緑化を行います。

(P. 43【資料編】資料1「緑化のイメージD」参照)

- エ. 避難地等の機能を有する公園や、住宅等が密集した市街地の公園の外周部には、延焼防止に寄与する燃えにくい樹木による緑化に努めます。

(P. 46【資料編】資料1「緑化のイメージJ」参照)

(P. 48【資料編】資料2「樹木等に関するリスト」参照)

- オ. 市の木、市の花、果樹やシンボルツリーなどによる緑化を検討します。
- カ. 早期緑化を要するエリア（緩衝帯）などでは、潜在自然植生を活用した植栽計画を検討します。

(P. 47【資料編】資料1「緑化のイメージL」参照)

(P. 48【資料編】資料2「樹木等に関するリスト」参照)

- キ. 公園の外周部では、見通しが悪いことによる犯罪の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影響に対する配慮を行います。

(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE・F」参照)

- ク. 公園名称案内板等の周辺を植栽し、イメージアップに寄与する緑化を検討します。

(P. 47【資料編】資料1「緑化のイメージN」参照)

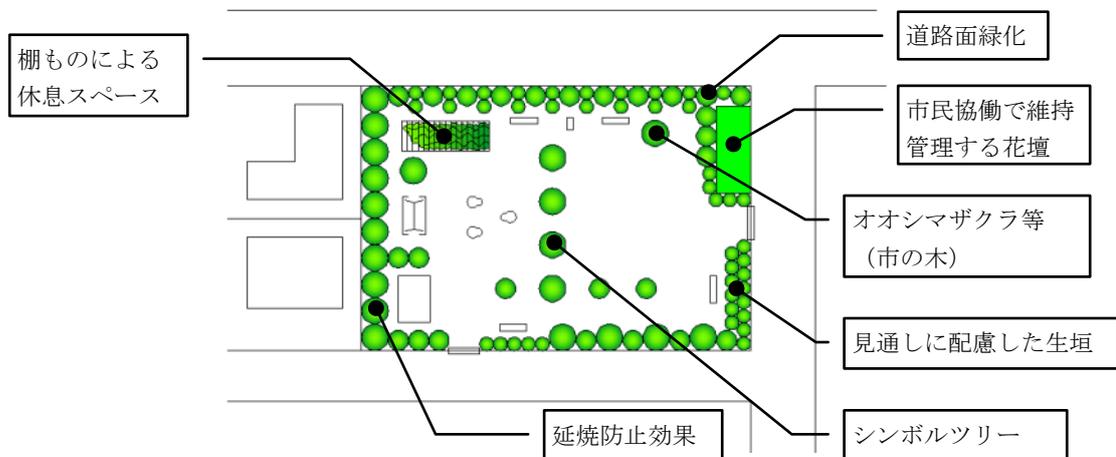
- ケ. 駐車場を整備する際、駐車場緑化を検討します。

(P. 39 10 屋外駐車場の配慮指針 参照)

### (3) みどりの育成管理配慮指針

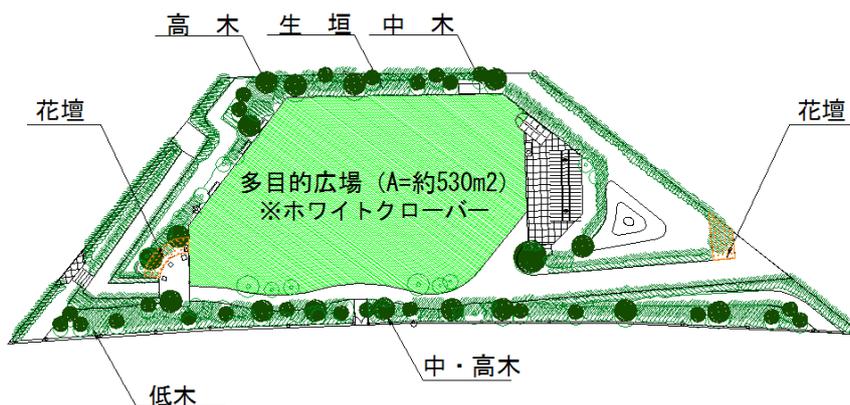
- ア. 樹木等は良好な状態で大きく育てることで、「みどり」の量の確保し、質の向上に貢献することから、周辺施設や近隣住民の理解を得られる場合は、過度の剪定を避けま  
す。
- イ. 主幹のみ残すような強剪定は景観上及び樹木の生育にも好ましくないため避けま  
す。  
(P. 45【資料編】資料1「緑化のイメージH」参照)
- ウ. 病害虫が発生してしまった場合は、早急に措置し、極力薬剤は使用しません。
- エ. 枯死等により撤去となった場合、同じ場所に補植を検討します。その際は、枯死等の  
原因を考慮し、樹種を選定します。
- オ. 管理上支障となり、やむを得ず樹木等を撤去しなくてはならなくなった場合は、他の  
樹種や他の規格（高木→中木→低木）等への変更により、「みどり」が確保されるよ  
う検討します。  
(P. 46【資料編】資料1「緑化のイメージI」参照)
- カ. 公園の外周部では、見通しが悪いことによる犯罪の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅  
へ越境するなどの影響に対する配慮を行います。その際は、撤去したり一律に刈り込  
むのではなく、景観上に配慮した剪定等を検討します。  
(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE・F」参照)
- キ. 公園内の花壇の手入れや樹木の剪定など、住民の協力を得た育成管理を検討しま  
す。

#### □都市公園等（街区公園）のモデルケース【緑化率 32%】

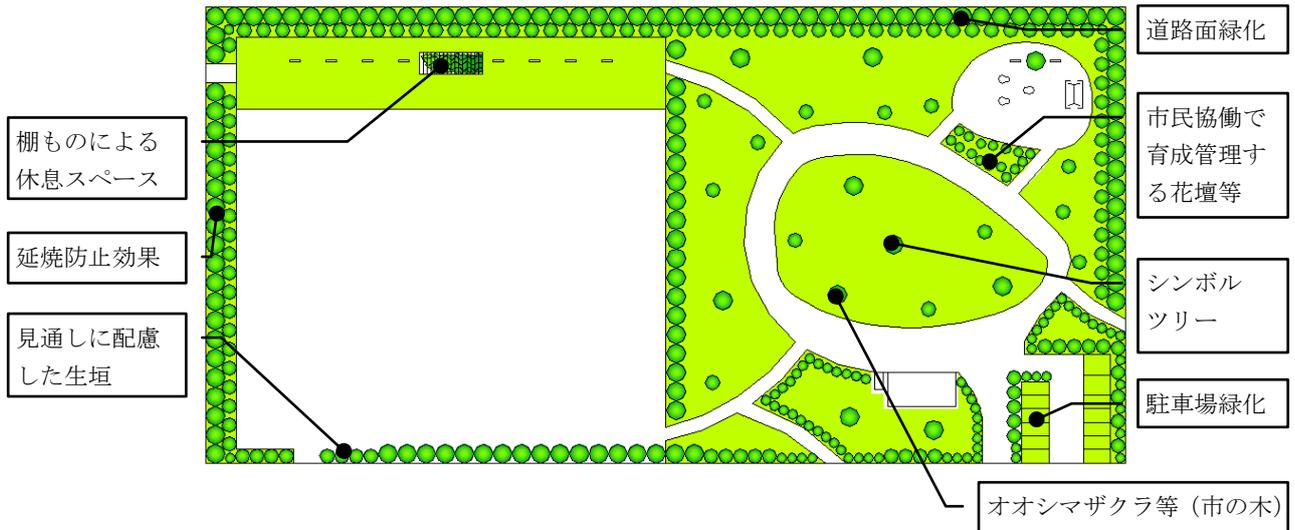


#### □街区公園の事例

馬堀海岸4丁目第2公園【緑被率 84%】



□都市公園等（近隣公園）のモデルケース【緑化率 52%】



□近隣公園の事例

くりはまみんなの公園【緑被率 86%】 ※池はビオトープとして整備したため、緑地面積に含む



平面図



鳥瞰図

## 【参考】

### □「みどりの基本計画」（平成22年3月見直し）

#### ・今後の都市公園の整備方針より抜粋

- ◇自然環境に配慮した公園の整備・改修を行う。
- ◇防災面を考慮した公園の整備・改修を行う。
- ◇地域の活性化、観光、健康づくり、スポーツなどの、人々の交流の拠点や環境学習の場などとして公園を活用し、そのための維持・管理・整備・改修を推進する。
- ◇地域の公園に対する愛着を感じられるような公園づくりのために、可能な限り、整備・改修時に協働事業を取り入れる。
- ◇公園設置目的を優先しつつ、積極的に樹木の保全と緑化の推進を図る。
- ◇公園の新設・改修時及び維持管理上可能な場合に、市の木・市の花・実のなる木を植栽していく。

#### ・施策No.16（自然環境を有する都市公園の維持・活用の継続）

自然環境を有するみどりを保全するため、既存公園を適切に維持・管理するとともに自然とふれあうことができるみどりとしての活用を推進していく。

#### ・施策No.37（環境や生物多様性を支える公園整備の推進）

二酸化炭素吸収源やヒートアイランド現象の緩和など地球温暖化防止に資する公園の整備を推進する。また、多様な生物が生息できるビオトープのある公園の整備や、里山的環境が残されている場においても、整備が可能な場合には施設の管理体制も含めて整備に向けた検討を行う。

#### ・施策No.38（安全・安心のための公園整備の推進）

公園・緑地などのオープンスペースが火災時の延焼防止や、被災時の一時避難、救護活動、広域避難などに役立つような公園づくりの検討を行い、整備を推進する。

#### ・施策No.39（交流拠点となる公園の整備の推進）

市街地のにぎわいの場となる公園、歴史的・水辺や自然のみどりなどの自然的資源を保全・活用した公園、地域の活性化や観光振興の拠点となる公園など、地域間や人々の交流・連携の拠点となる公園を整備し活用を推進する。

#### ・施策No.40（市民活動や憩いの場となる公園整備の推進）

健康増進や市民の憩い、併せて環境学習の場などとして活用できる公園の整備を推進する。また、公園利用の活性化や多様なニーズに対応するための公園づくりを検討する。さらに、整備（リニューアルを含む）や維持管理などにおいては可能な限り、市民協働を取り入れていく。

#### ・施策No.46（ビオトープの整備の推進）

公立学校や下水処理施設などにおけるビオトープを維持していく。さらに、設置可能な場合に整備を推進していく。

## 10 屋外駐車場（各公共公益施設に設置されている駐車場）

### （１）屋外駐車場における緑化の意義

- ・積極的な緑化により、目隠し効果を発揮するとともに、周辺への街なみ景観の向上が期待されます。
- ・隣接地との緩衝帯となり、排気ガスに対する防塵効果が期待されます。

### （２）整備時の緑化配慮指針

#### ①量の向上

屋外駐車場における「みどり」の量を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 住宅に隣接している場合は、外周部へ植栽帯を設置し植栽を行います。
- イ. 芝生保護材や緑化ブロック等の緑化保護材を活用した駐車場緑化を検討します。



緑化保護材の事例

- ウ. スペースに余地がある場合は、積極的な植栽に努めます。
- エ. フェンスや壁への緑化や生垣による緑化を検討します。

#### ②質の向上

屋外駐車場における「みどり」の質を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア. 排気ガスに強い樹種を選定し、植栽します。  
(P. 48【資料編】資料2「樹木等に関するリスト」参照)
- イ. 道路に接する箇所には、見通しに配慮しつつ、「目に見えるみどりを増やす」観点から、積極的な緑化を行います。  
(P. 43【資料編】資料1「緑化のイメージD」参照)
- ウ. 耐久性の高い緑化保護材等を使用し、良好な状態を維持します。
- エ. 見通しが悪いことによる犯罪の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影響に対し配慮します。  
(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE・F」参照)

### (3) みどりの育成管理配慮指針

- ア. 樹木等は良好な状態で大きく育てることで、「みどり」の量を確保し、質の向上に貢献することから、周辺施設や近隣住民の理解を得られる場合は、過度の剪定を避けま  
す。
- イ. 主幹のみ残すような強剪定は景観上及び樹木の生育にも好ましくないため避けます。  
(P. 45【資料編】資料1「緑化のイメージH」参照)
- ウ. 病害虫が発生してしまった場合は、早急に措置し、極力薬剤は使用しません。
- エ. 枯死等により撤去となった場合、同じ場所に補植を検討します。その際は、枯死等の  
原因を考慮し、樹種を選定します。
- オ. 管理上支障となり、やむを得ず樹木等を撤去しなくてはならなくなった場合は、必要  
に応じ周辺施設や近隣住民と調整した上で、他の樹種や他の規格(高木→中木→低木)  
等への変更により、「みどり」が確保されるよう検討します。  
(P. 46【資料編】資料1「緑化のイメージI」参照)
- カ. 見通しが悪いことによる犯罪の発生の防止や、枝葉等が周辺住宅へ越境するなどの影  
響に対する配慮を行います。その際は、撤去したり一律に刈り込むのではなく、景観  
上に配慮した剪定等を検討します。  
(P. 44【資料編】資料1「緑化のイメージE・F」参照)

#### □ 駐車場緑化の事例



走水水源地

## 11 法面（各公共公益施設に設置されている法面）

### （１）法面における緑化の意義

- ・土砂の浸食及び流出防止効果ならびに保水効果が期待されます。
- ・積極的な緑化により法面の圧迫感をやわらげるとともに、街なみ景観の向上が期待されます。

### （２）整備時の緑化配慮指針

#### ①量の向上

法面における「みどり」の量を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア．計画地内に既存樹木がある場合で、構造上、安全が確保されるとともに、管理上支障が無い場合は、極力保存することを検討します。
- イ．法面保護工事を行う際、構造上、安全が確保される場合では、法枠工法により、既存樹木を保存することや、種子吹付けにより、みどりの確保に向けた検討を行います。  
なお、種子吹付けは、施行後も良好な状態でみどりを維持出来るよう、各種条件（土質、日照等）を十分検討した上で適切に実施します。
- ウ．フェンスや擁壁に対する緑化を検討します。

#### ②質の向上

法面における「みどり」の質を向上させるため、以下の事項について検討・配慮をするものとします。

- ア．早期に法面緑化を図る必要がある場合で、構造上、安全が確保される場合は、潜在自然植生を活用したポット苗植栽の採用を検討します。

（P. 47【資料編】資料１「緑化のイメージ」参照）

（P. 48【資料編】資料２「樹木等に関するリスト」参照）

### （３）みどりの育成管理配慮指針

- ア．みどりの管理においては、常に、法面の安全性を第一に、倒木や土砂流出が無いように定期的に巡視等を行い、倒木、土砂流出等を防止します。
- イ．法面の周辺環境に倒木等の被害が出ないように配慮します。

## □法面緑化の事例



潜在自然植生を活用した法枠内ポット苗による緑化事例（横浜市）